

## DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の強化について

京都市DV相談支援センター（以下「DVセンター」）をDV対策の中核施設として、関係機関と連携を図りながら、引き続き、相談・支援、啓発等の取組を総合的に推進していくとともに、平成31年度については、以下の事業に重点的に取り組む。

- ◇ 将来、配偶者間等のDVに繋がる可能性のある、デートDVを含む交際相手からの暴力を防止するため、高校生等の若年層を対象にデートDV等の啓発を引き続き行う。
- ◇ 現在、男性のDV被害者及び加害者の相談窓口として設置する「男性のためのDV電話相談」の更なる周知を図るとともに、男性被害者の支援の在り方及び加害者対策について、府等と連携しながら効果的な手法等の検討を行う。
- ◇ 相互に重複して発生するDVと児童虐待との関係性に留意し、DV被害者と子どもの安全確保を最優先に適切に対応するため、児童相談所など関係機関との連携を強化する。

### 主な事業

#### 1 若年層等への啓発

##### (1) デートDV予防事業

平成28年度に本市が製作したDVD「京都市デートDV予防教材 アイのカタチ」の活用を促進し、DVの被害者にも加害者にもならないための関係構築や、相談を受けたときの対応について、引き続き学校と連携して啓発を行う。

##### (2) DV予防講座

DV防止のため、学生など若年層を含む幅広い年齢の市民にDVに関する正しい知識を周知するとともに、被害者の早期発見による被害の深刻化を防ぐため、初期の相談に対応する関係者等を対象とした講座を実施。

当事業については、これまでからウイングス京都の指定管理者を務める（公財）京都市男女共同参画推進協会に委託していたが、平成31年度からはウイングス京都の指定管理事業とし、今後4年間の指定管理期間の中でより長期的な視点による事業運営を可能とすることで、啓発の対象者や内容に係る様々なニーズに、より効果的・効率的に対応していく。

#### 2 男性被害者等への対応の検討

男性のDV被害者や潜在化している「暴力をやめたい。」と悩む男性のDV加害者の相談窓口として「男性のためのDV電話相談」事業を実施。（公財）京都市男女共同参画推進協会に事業委託してきたが、平成31年度からはウイングス京都の指定管理事業とし、今後4年間の指定管理期間の中でより長期的な視点による事業運営を可能とすることで、更なる効果的な運営を図る。

また、加害者対策について、京都府が、今年度策定するDVに関する基本計画※の中で、加害者更生プログラムの実施を盛り込むなど、男性の加害者への対応に取り組むとしており、効果的な手法等の検討については、その取組も踏まえながら、京都府との連携の下、進めていく。

※「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」

### 3 DV及び児童虐待に係る関係機関の更なる連携

#### (1) 児童相談所等との更なる連携

今後予定される配偶者暴力防止法改正などを踏まえ、相互に重複して発生するDVと児童虐待との関係性に留意し、DV被害者と子どもの安全確保を最優先とした対応を行うため、DVセンターと児童相談所の具体的な連携策の検討を進める。

#### (2) 府家庭支援総合センターとの連携の強化

市内在住のDV被害者は、京都府家庭支援総合センターで相談する場合もあり、DV被害者と虐待児童の保護等、支援に当たっては、DVセンターと児童相談所の連携だけでは十分ではない。DV被害者支援事業においては、これまでから市府が合同で設置する「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」などで連携を図っているが、児童虐待の防止の視点も踏まえた情報共有等の連携方法等についても、府と連携を図っていく。

#### (3) 関係機関職員への研修

DV被害者への二次加害を防ぐとともに、職務関係者が被害者を発見、DVセンターへ通報することで、DV被害者及び虐待児童の保護等支援に繋げていくことを目的とし、ケースワーカーや各区の子どもはぐみ室の職員など、DVに係る職務関係者を対象に研修を行う。

### 4 その他の取組

#### (1) 市民への普及啓発

- ア DV被害者支援シンポジウム
- イ DV・性暴力被害者支援講座
- ウ 「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～11月25日）」期間の取組

#### (2) 被害者の早期発見及び自立支援の充実

- ア DVセンターの運営

(参考) 相談のべ件数

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1,494	4,176	5,132	4,840	5,424	4,732	5,770	5,275

※平成23年度は10月3日（開所日）から平成24年3月31日までの件数

※平成30年度は2月末現在の件数

- イ ウィングス京都における相談事業（女性への暴力相談）

#### (3) 被害者の保護及び自立支援の充実

- ア 京都市民間緊急一時保護施設補助金
- イ 京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金
- ウ 市営住宅優先入居
- エ 「居場所づくり」事業